
プロジェクト	実務対応 財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成
項目	第 123 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 123 回実務対応専門委員会（2019 年 4 月 24 日）（以下、「第 123 回専門委員会」という。）で議論された、財務諸表を継続企業の前提に基づき作成することが適切であるかどうかの判断規準の作成について、聞かれた主な意見をまとめたものである。なお、第 123 回専門委員会では、会計基準の文案は本文のみ示している。

基準の開発方針について聞かれた主な意見

（開示に関する取扱いを含めるか否かについての意見）

2. 基準諮問会議からの提言に基づく、現状の文案の記載内容になると理解しているが、現在の文案に加え、開示に関する取扱いも会計基準に取り入れれば、基準の建付けとして理解しやすいものになると考えられる。開示に関しても既存の規定を参考に開発範囲に含めることも一つの考え方としてあり得ると考えるが、具体的な用語の定義等の検討が追加で必要になるため、そのような対応は行わないとの理解でよいか。
3. 基準諮問会議からの提言に基づき開発範囲を限定する方針は理解するが、四半期会計基準では継続企業の前提に関する注記の定めがある一方で、今回開発する会計基準において開示の定めがないこととなり、年度の財務諸表における継続企業の前提に関する注記の取扱いがどのようなになっているのかを理解することが難しい状況になっているものと考えられる。結論の背景等で、開示に関して会計基準に定められていない理由や、開示の取扱いについて従来の実務から変更されるものではないということを記載するようにはしていただきたい。

個別論点について聞かれた主な意見

（経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することについて評価する責任を有する旨の定め及び経営者がどのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかの定め具体的な内容に対する意見）

経営者が継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することについて評価する責任を有する旨の定めについての意見

4. 継続企業の前提の評価は、重要な疑義を生じさせる事象又は状況の有無の確認や、それに対する重要な不確実性の有無の検討などを行ったうえで全体として評価するものであるため、現状の文案の第4項のように、「評価を行わなければならない」と記載するだけでは、具体的にどのような評価を行えば良いのかを理解することが難しいものとする。重要なことは、この基準によって、従来の実務が変わることはないという点が明確にされることであると考えられるので、結論の背景において、その点が明確になるよう説明を記載するようにしていただきたい。
5. 文案の第4項について、主語の「経営者」という用語が従来企業の会計基準等であまり用いられておらず定義が不明確であるという点と、評価の具体的な方法が示されていないという点から、文案の第4項の記載だけでは誰が何を行わなければならないのが不明確である。監査上の取扱いに基づき従来から行われていた継続企業の前提に関する従来の実務は何ら変わるものではないと理解しているため、その点が明らかになるように結論の背景等へ書き込む必要があると考える。(当該意見を踏まえ、審議事項(3)-2の第32項、第33項の検討を追加している。)

経営者がどのような場合に継続企業を前提として財務諸表を作成すべきかの定める具体的な内容についての意見

6. 監基報570の「事業停止」とIAS第1号の「営業停止」の差異については、財規においても「事業活動」という言葉が使われている点を考慮すると、事業という用語を用いて「事業停止」とすることが適切と考えられる。
7. 日本の監査に関する定めや国際的な会計基準では、「事業停止」、「営業停止」、「業務停止」などの言葉が出てくるが、規定している内容を考慮すると、開発する会計基準においては「業務停止」を用いることが最も望ましいのではないかと考える。

(継続企業の前提が成立していない場合の判断基準についての具体的なガイダンスを定めるか、定める場合にどのような内容とすべきかという点に対する意見)

8. 文案第6項のガイダンスは監基報で用いられている内容であり、実務上の便宜のためにも例示として示すことは意義があると考えられる。また、日本の法制度を前提とすれば、ガイダンスの内容としても妥当なものと考えられる。
9. 文案第6項のガイダンスを定めない場合、第4項、第5項の記載だけでは具体的な評価をどのような考え方でおこなえばよいかという点が理解し難いと考えられる。既存の実務を変更しないという点を明確に示すためにも、第6項のガイダンスを定

めることは必要だと考えられる。

(会計方針の変更に該当するか否かの考え方及び適用時期に対する意見)

10. 基本的に既存の監査の取扱い等に移管したものであり、当該会計基準によって既存の実務に影響があるものではないという点を結論の背景に明確に示すことを前提に、本文については会計方針の変更に該当するか否かの考え方や経過措置などを規定しないという提案には賛成する。
11. 開発する基準によって、従来の継続企業の前提に関する判断が変わることはないと考えられるため、公表日以後適用とする事務局提案に賛成する。

(文案に関するその他の意見)

見出しについての意見

12. ローマ数字Ⅲの「会計処理」という見出しは、規定内容と不整合であり、見直すべきだと考える。
13. 「会計処理」という見出しは、例えば、IAS 第 1 号の見出しを参考に「財務諸表」等の見出しを使うことも考えられるのではないか。

第 3 項の表現についての意見

14. 文案第 3 項では「企業」という言葉を用いているが、会計基準によっては「会社」や「株式会社」などの表現を用いている例もあるため、用語の使用方針を明確にしていきたい。(最新の文案では該当項は削除されている)

第 5 項、第 6 項の表現についての意見

15. 文案の第 6 項の「継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切でない場合」とは、文案の第 5 項に示されている「経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合」と同じ状況を指しているのかどうか確認したい。同じ状況を指しているのであれば、同一の表現を用いた方が理解が容易になり、また、どのような場合に継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すべきかが明確になると考えられる。

以 上